

# 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（仮称）」（素案）

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	1 目的	太陽光発電施設は、条例案の「設置規制区域」（1）から（5）以外の地域にも広範に設置されているのが現状であり、それらを含めた広範な地域への適用が必要である。	1	【記述済み】 本条例は、設置規制区域の内外を問わず、事業者の責務を規定し、既存施設を含む全事業者に適用して参ります。
2	1 目的	太陽光発電施設を住宅地や別荘地などに建設する場合には、事業者には施設と住居、別荘の間に適正な距離（セットバック）を設置すること、施設が眺望、景観を妨げないようにすること、熱風などの温度上昇の影響を与えないこと、太陽光発電施設から出る低周波の障害を住民に及ぼすことがないよう事業者には義務付けることが必要である。	1	【その他】 条例の運用等にあたり、参考とさせていただきます。 本条例では、全ての事業者の責務として、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、災害発生を防止するために必要な措置を講ずることを規定して参ります。
3	1 目的	地球温暖化防止と自然環境および生態系の維持のために最も貴重な森林資源を守るという強い意志が感じられない。許可することが前提にあるように読めてしまう。運用によって緩むことがないように、より強いメッセージを求める。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、更に第1目的の頭に、次のとおり加筆します。 「 <u>地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の（後略）</u> 」
4	1 目的	「太陽光事業の普及」というにはあまりに多くの太陽光パネルが県内にすでに設置されており、住民の不安が拡がっていることに留意すべきです。	1	【その他】 適正な設置及び維持管理を徹底することにより、地域と共生する太陽光発電の普及を図り、県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的として参ります。
5	1 目的	目的に、眺望の阻害、安全で適正な設置、設備の撤去を追加し、自然環境や生活環境の保全の徹底を図ることを厳守するよう規定すべきである。	1	【実施段階検討】 今後の具体的な取り扱い等を定める際に検討させていただきます。
6	1 目的	「地域と共生する太陽光発電事業の普及」について、「共生」を謳うのであれば、住民の意見が最も尊重されるべき。事業を優先するあまり、私たち住民の安心・安全がないがしろにされている現状を変えることを目的とした条例であるべきだが、その実行性が疑われるような内容である。	1	【その他】 太陽光発電事業と地域環境との調和、県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的として参ります。
7	2 定義	安全配慮義務を履行した上で設置する50kw未満の低圧発電所などは、当該規制対象から除外する事を条例本文に明記すべきである。 地球温暖化防止に寄与すべく、各種法令を遵守した上で設置する個人にとっては再生可能エネルギーの普及促進を妨げる条例であり、「50kw未満の低圧発電所」を設置許可申請の対象から除外する事を明記しないままの条例には断固反対する。	1	【その他】 再生可能エネルギーの普及促進は重要であると考えておりますが、太陽光発電施設については、自然環境を破壊したり、地域の安全・安心な生活環境を脅かしている事例が見られます。 このため、設置規制区域においては、万全の対策が講じられた施設は許可できるものとして参ります。
8	2 定義	「太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。)であって、発電出力が10kW以上のものをいう。」との記載は、建築基準法が準拠法と勘違いする記載である。	1	【その他】 いわゆる屋根置き型は除くことを明確にするための記載であります。
9	2 定義	対象となる発電出力が10kW以上としているが、なぜ10kW以上なのか。	1	【その他】 県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図るため、ほぼ全ての事業用の野立ての太陽光発電施設を対象として参ります。
10	2 定義	発電出力10KW以上が規制の対象というのは、厳しすぎる。分割案件を規制したいのであれば、規制区域内で1つ発電所が出来た場合、周囲〇〇m以内は、設置禁止の対象など、分割案件をしっかり抑制できる手段を検討して欲しい。	1	【その他】 県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図るため、ほぼ全ての事業用の野立ての太陽光発電施設を対象として参ります。
11	2 定義	最も問題が起きる可能性が高い「着手」についての定義がない。「着手とは、設置工事計画に基づき継続して行われる基礎工事の開始をいう」とする。	1	【実施段階検討】 施行日前に工事に着手した太陽光発電施設の定義につきましては、今後、運用等で明示して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
12	2 定義	太陽光パネルはそもそも屋根の上に置いて稼働させるのに適したシステムであると思うので、住宅用として比較的大型な「5kW以上」を対象として、急激な施設建設を抑制するような条例運用を図るべきではないかと考えます。	1	【その他】 県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図るため、ほぼ全ての事業用の野立ての太陽光発電施設を対象として参ります。
13	2 定義	定義に追加 (6)事業区域と該当自治会対象者住民等 (7)事業区域と隣接住民等 事業区域に土地や家屋を所有及び居住する者、または農業・商業・林業等を営む者対象者住民等、隣接住民等についての定義が必要である。	1	【実施段階検討】 地域住民等については、第9において、その区域に事業区域の全部又は一部を含む地縁による団体（略）の区域に居住する者としており、その他については、今後、規則等で定めて参ります。
14	2 定義	事業者の定義について「太陽光発電施設の設置等を行う者」とは、設置工事を行う会社のことを指しているのか。また、「設置等」の「等」とは具体的に何を指しているのか。実際に設置工事を行うのが下請けの場合は、誰が設置等を行う者になるのか。より具体的に定義する必要があるのではないかと。	1	【修正加筆等意見反映】 事業者の定義については、施設を設置し、電気を得る事業を実施する者と修正いたします。
15	3 基本理念 6 設置規制区域	規制区域を、単に土砂災害特別警戒区域などとするのではなく、本当に危険性が高い区域を選別し、大規模案件や急斜面案件、居住地域の上流の案件を中心に届出でのチェックを強化すべき。過大な規制ではなく、適正な普及を促進する条例にする事で再生可能エネルギーの活用を失わせてはいけない。	1	【その他】 設置規制区域においては、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮等に万全の対策が講じられた施設については許可できるものとして参ります。
16	3 基本理念	「良好な地域環境との調和」とは一体何なのか。事業者と住民では全く立場が違うことを前提とした条例であるべき。事業者にとって、環境や住民など、視野にはないという、現実を念頭に入れた条例であるべき。	1	【その他】 条例の運用等にあたり、参考とさせていただきます。 本条例では、全ての事業者の責務として、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、災害発生を防止するために必要な措置を講ずることを規定して参ります。
17	4 事業者の責務	事業者の責務において、具体的な関係法令の記載はなされていないため、どの法律に則るべきか具体的に記載すべきである。	1	【実施段階検討】 関係する法令は、設置場所において異なることなどから条例本文には記載していませんが、条例の運用に当たり、事業者への周知等については検討して参ります。
18	4 事業者の責務	住民への情報提供および説明が努力義務となっているが、具体的に第9条に書かれている「説明会の開催」を明記する必要がある。	1	【その他】 本条例では、全ての事業者としての責務を規定した上で、設置規制区域に設置しようとする事業者には、地域住民等に対する説明会の開催を義務づけたところです。
19	4 事業者の責務	事業者の責務について、「必要な措置」とは何なのか、また、「良好な自然環境及び生活環境」の「良好」とはどんな状態を指すのかなど、具体性に欠けると実効性がない無意味な条例となる。	1	【その他】 条例の運用等にあたり、参考とさせていただきます。 本条例では、全ての事業者の責務として、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、災害発生を防止するために必要な措置を講ずることを規定して参ります。
20	4 事業者の責務	事業者の責務について、地域住民への説明は、何をもち「十分な」とするのか。また、どの程度の説明をする責務があるのか、最低限の基準を決めて、具体的に挙げるべきである。	1	【実施段階検討】 今後の具体的な取り扱い等を定める際に検討させていただきます。
21	4 事業者の責務	事業者は求められている必要な措置を講じなかった結果、生活環境及び自然環境等を損なった場合は、それに対する責任を負わなければならないとする。	1	【その他】 条例違反については、第12（許可の取消）、第24（違反事実の公表等）、第26罰則により対応して参ります。
22	5 市町村との連携	知事は、市町村との条例施行後のモニタリング会議(仮称)を設置し、発生する問題、解決すべき課題等について連携して対応する。その結果、必要な措置が求められる場合は、適正な対策を講ずる。	1	【実施段階検討】 条例の運用に当たっては、市町村との連携は不可欠でありますので、具体的な取り組みについて、今後、検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
23	6 設置規制区域	「土砂災害」以外に「水質」と「景観」に関する規制区域も盛り込んでほしい。 山梨県にとってきれいな水と景色は重要な財産であるから。	1	【修正加筆等意見反映】 森林の有する水源涵養機能の確保などの観点から、素案第10設置許可の1（1）に以下の事項を加筆します。 「ハ 当該森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。」 「ニ 当該森林の現に有する環境の保全の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。」
24	6 設置規制区域	（該当箇所の項目に）その他をいれてほしい。	1	【その他】 設置規制区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、森林法や地すべり等防止法など関係法令に基づき既に指定されている区域としているところです。
25	6 設置規制区域	森林の役割は保水や生物種の保護等多様にあるため太陽光発電のための伐採をすべて禁じて欲しい。	1	【その他】 第6（1）において、森林伐採を伴う区域（森林法第5条の森林等）には施設を設置してはならないとしています。 また、事業者には、設置許可の申請前に、環境及び景観への影響の評価を行うことを義務づけています。 加えて、森林の有する水源涵養機能の確保などの観点から、素案第10設置許可の1（1）に以下の事項を加筆します。 「ハ 当該森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。」 「ニ 当該森林の現に有する環境の保全の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。」
26	6 設置規制区域	設置規制区域について（5）項は明快にハザードマップに表わされているが、（1）～（4）項は具体的にどの地域、場所か不明であり、これらもハザードマップに表示すべきで、住民にも知らせるべき。	1	【実施段階検討】 設置規制区域については、市町村や県の出先機関において確認することができず、その他の確認方法については、検討して参ります。
27	6 設置規制区域	設置規制区域の条件として、（1）とあるが、その周辺地域への太陽光発電施設の設置がされたことにより、当該森林が被害を被るおそれがある。そのような区域についても当該森林の保護のためにも設置規制区域に準ずる規制を設けるべきである。	1	【その他】 区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、既に森林法により指定されている地域森林計画対象民有林等としているところであります。
28	6 設置規制区域	設置規制区域の条件として、（2）とあるが、砂防指定地域の上流区域への太陽光発電施設の設置が森林を伐採してなされたことにより、砂防指定地域での被害を誘発するおそれがある。そのため当該砂防指定地域の上流区域についても、実効的な砂防のために設置規制区域と準ずる規制をするべきである。	1	【その他】 区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、既に砂防法により指定されている砂防指定地としているところであります。
29	6 設置規制区域	設置規制区域の条件として（4）とあるが、現況が崩壊危険区域でなくても急傾斜地に対しては設置規制区域と準ずる規制をするべきである。	1	【実施段階検討】 区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、既に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域としているところです。 なお、地盤が傾斜地である場合には、施設の設置による土砂流出や地盤の崩壊を防止する措置が必要であるため、今後、許可基準の具体化を進める中で検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
30	6 設置規制区域	土砂災害特別警戒区域と土砂災害区域は、分けて考えるべきではないか。土砂災害区域は、施設が崩壊する恐れが高いところなので、太陽光を設置禁止にするのであれば、家の建築も禁止にするべきではないだろうか。	1	【その他】 太陽光発電は、損壊による感電の危険性等もある電気工作物であり、土砂災害のおそれのある区域である「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」への設置は規制し、万全の対策が講じられたと認められた場合のみ許可できるものとしております。
31	6 設置規制区域	地域森林計画対象民有林の内容が分かるようにしてほしい。 できれば図で範囲を示してほしい。	1	【実施段階検討】 設置規制区域については、市町村や県の出先機関において確認することができますが、その他の確認方法については、検討して参ります。
32	6 設置規制区域	(1)の地域森林計画対象民有林の所在地について、山梨県のHPからの検索等で（長野県では検索可能）、あるいはハザードマップ等で、誰もが簡単に調べることができるようにしてほしい。	1	【実施段階検討】 設置規制区域については、市町村や県の出先機関において確認することができますが、その他の確認方法については、検討して参ります。
33	6 設置規制区域	従来の「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」において、立地を避けるべきエリアと規定したエリアを、本条第6で、設置規制区域とした点は評価する。またガイドラインの避けるべきエリア①から⑤に加えて、第6(1)に森林を加えたことも、適切であると思うが、「山地災害危険地区」(山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地、地すべり危険値)に指定されているところは規制区域とすべきである。	1	【記述済み】 山地災害危険地区については、有識者による検討会議における議論も踏まえ、規制区域への指定に向け検討を進めて参りましたが、その区域は第6(1)の森林法第5条の地域森林計画対象民有林に概ね含まれることから、山地災害危険地区としての指定はしないこととしました。
34～37	6 設置規制区域	設置規制区域について、「ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りではないものとする。」とただし書きがついており、設置規制区域でも設置できることになるため、「ただし」以下を削除してもらいたい。	4	【その他】 本条例は、県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的としており、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮等に万全の対策が講じられた施設に限り許可できるものとして参ります。
38	6 設置規制区域	設置規制区域に該当しない区域であっても、森林や草原、農耕地、河川敷等は生物多様性の観点、あるいは景観の観点から、安易に森林を伐採したり、土地の改変をして太陽光発電施設を設置することは避けるべきと考える。太陽光発電は既存の人工物、家屋や工場の屋根、使用されなくなったスポーツ施設などに設置するのが良いと考えている。	1	【その他】 全ての事業者は、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全するために必要な措置を講じることを責務として参ります。
39	6 設置規制区域	水源周辺の区域に関する規制を追加願いたい。 設置後の維持・管理において、除草剤の使用に伴う飲料水の汚染などによる被害を防止するため。	1	【修正加筆等意見反映】 設置規制区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、森林法や地すべり等防止法など関係法令に基づき既に指定されている区域としているところです。 なお、森林の有する水源涵養機能の確保の観点から、第10設置許可の1(1)に以下の事項を加筆します。「ハ 当該森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。」
40	6 設置規制区域	設置規制区域(2)～(5)に含まれない雑木林のような山林も地域森林計画内に含まれている。このような場所では、危険木などに悩まされている地域住民も多く存在している為、設置による危険が無い地域森林計画区域内での設置は設置規制区域から除外すべき。	1	【その他】 設置規制区域内であっても、万全の対策が講じられた施設は許可できるとして参ります。
41	6 設置規制区域	設置規制区域について、「ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りではないものとする。」とただし書きがついており、どのような条件であれば知事の許可を出すことになるのか、施行規則においては、より具体的に厳しい条件が付与されることを期待するが、格好だけの条例や施行規則であれば不要です。	1	【実施段階検討】 今後、森林法など既存の法令等を参考に、許可基準の具体的な取り扱い等を検討して参ります。
42	6 設置規制区域	太陽光発電所に対する締め付けが厳しくなった理由として、悪徳業者の存在があるが、このような条例が通ってしまえば計画中の施設3割を断念せざる負えない状況になってしまう。土砂災害警戒区域の範囲が広く平地も含まれることから、明らかに安全な場所も規制の対象になってしまう。	1	【その他】 設置規制区域内であっても、万全の対策が講じられた施設は許可できるとして参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
43	6 設置規制区域	県民が安心して日々の生活を送っているのは住宅地、別荘地などにおいてであり、この区域への太陽光発電施設の規制も必要なのは言うまでもないことである。住居に近接して太陽光発電施設が建設される場合の居住者に与える物理的、精神的な影響は極めて大きなものである。県民の生活環境を守るためには、住宅地、別荘地などの区域への太陽光発電施設の設置への規制はなおさら重要である。	1	【その他】 本条例は、山地災害の防止などに重要な役割を果たしている森林が多くを占める本県において、県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的として参ります。
44	6 設置規制区域	6(1)、地域森林計画対象民有林(5条森林)がどこか知らない住民が殆どで、正確には役所に出向かなければわからない。条例施行と合わせてホームページで簡単にチェックできるようにすることが必要である。	1	【実施段階検討】 設置規制区域については、市町村や県の出先機関において確認することができそうですが、その他の確認方法については、検討して参ります。
45	6 設置規制区域	6(2)～(5)には、適応する電気設備の技術基準がなく、支持物の設計荷重を定めるJISでは水平の地盤面しか想定されていないことから、どのような状況であろうと設置許可の対象区域とすべきではない。 特に(2)砂防指定地については、本来用地買収を行い国土交通省名義で登記することされている。民有地のまま残していること自体が問題であり、早急に県内の砂防指定地を調査し用地買収を行うことが先決である。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、国の発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令等を参考に今後、検討して参ります。また、砂防指定地に関してのご意見は、県庁内で共有いたします。
46	6 設置規制区域	平野部でも景観保全地域のようなところでは設置を禁ずるべきで、市町村にそこまで厳しい条例がない現状を考えれば、県条例の次の改正（今回間に合うのなら追加していただきたいですが）で景観地区などの平野部も規制していただきたい。	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
47	6 設置規制区域	設置規制区域の所で、地域森林計画対象民有林及び国が森林所有者である森林及び・・・の条文だと、計画対象になっていない民有林、里山林が除外される。実態は、民家に近い多くの里山がパネルが乱立し周辺の住民に被害が発生している。計画にない民有林でも多くの樹木の伐採を伴う設置は禁止してほしい。	1	【その他】 設置規制区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、森林法に基づき既に指定されている区域として参ります。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
48	6 設置規制区域	(5) 土砂災害警戒区域の所は、急傾斜地に限らず、河川の周辺の湛水が予想される地域も土砂災害警戒区域として規制すべき。	1	【その他】 設置規制区域の設定に当たっては、その根拠を明らかにし、かつ区域を明確に示す必要があるため、土砂災害防止法に基づき既に指定されている土砂災害警戒区域としているところです。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
49	6 設置規制区域	第6条文中、「ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでないものとする。」について、「あらかじめ」はどの時点の前なのか。どのようにあらかじめ設置許可を与えるのかその手順も不鮮明であり、この文言は不要あるいは修正する必要があるのではないか。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
50	6 設置規制区域	急傾斜地に限らず、水源涵養機能を果たしているであろう地域には設置を許可すべきではない。該当する市町村やその地区の合意を取らずに設置は許可すべきではないと思います。地下水脈、河川に影響があると思われる場合は許可はしないで欲しい。	1	【その他】 事業者には、設置許可の申請前に環境及び景観への影響の調査等とその結果を含めた地域住民等への説明を義務づけ、また、知事は許可に当たっては、地域の実情を把握する地元市町村長の意見を聴き、その意見を尊重して参ります。 加えて、森林の有する水源涵養機能の確保の観点から、第10設置許可の1（1）に以下の事項を加筆します。「ハ 当該森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。」
51	6 設置規制区域	設置規制区域について、ただし書きは、どのような状況を想定して加え、何を基準に「許可」を出すのか。許可を出し、太陽光発電施設が設置され、それが原因で、近隣住民に被害が及んだ場合、責任の所在を明らかにすべき。その責任（補償）の内容も示すべき。また、その基準や、この例外についての情報は（開示請求などにより）開示、または公表されるのか。	1	【実施段階検討】 防災上の安全性の確保や環境・景観に万全な対策が講じた施設について、許可できるものとしています。なお、第10設置許可の具体的な取り扱い等については、今後、検討して参ります。 周辺で発生した人的、物的被害に対する補償については、条例で一律に規定することは困難と考えますが、維持管理計画書において、災害時等の対応を確認するなどの方法を検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
52	6 設置規制区域	「第6 設置規制区域」は当然、規制しなければならないが、現在、県下で起こっている問題は、それ以外の地域でもあまりにも多数見られることは、住民からの聞き取りなどで充分周知されているはずであり、地域限定の条例を提案される意味を理解しかねるものである。	1	【その他】 本条例は、条例の目的を踏まえ、事業者の責務として、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならないと規定するなど、規制区域の内外を問わず、また既存施設も含む全事業者に対して適用して参ります。
53	6 設置規制区域	②山岳景観形成区域を加える。この区域に設置する基準を設ける。 ③田園集落形成区域を加える。この区域に設置する基準を設ける。	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	7 設置許可の基準 18 廃止の方法	7 設置許可の基準 又は 18 廃止の方法に 明記する。 事業廃止の際の設備廃棄計画及び廃棄に係る費用の担保を明記する。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。
55	7 設置許可の申請	7、(8)地域住民等への説明等の状況に関する事項の所は、地域住民の意向が正確に伝わるように、地域住民等への説明会の内容を正確に記録した議事録を作成し提出するとする。	1	【実施段階検討】 地域住民等への説明等の状況に関する事項については、今後、記載すべき具体的な内容等を検討して参ります。
56	7 設置許可の申請	地域住民等に説明を行った記録には、双方のすべての発言、質問と回答を公正に記録した議事録を作成し、参加できなかった地域住民等も含めた全員がその内容を確認、承認したものでなければならないと考える。また、設置許可申請者の説明に納得できず、設置に反対する者が一人でもいる場合には、許可すべきでないとする。	1	【その他】 事業者には、許可申請の前に、地域住民等への説明を義務づけるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう求めています。 その上で、知事は許可にあたっては、地域の実情を把握する地元市町村長から、事業者の地域住民等への対応状況等を含めて意見を聴き、その意見を尊重して参ります。
57	7 設置許可の申請	規則については、地方自治法第15条の規定に基づき制定することができるとあります。ただし、法令の範囲内でかつその権限に属する事務に関して制定できるものです。よって、極端に権力を行使するものであってはならず、かつ客観的な見地からこの「規則」の具体的な内容を定めるべきものだと思います	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
58	7 設置許可の申請	設置許可の申請…危険が無い地域森林区域及び農地（土砂災害警戒区域内）への設置の際は、第7の（7）に関する事項は不要にするべき。	1	【その他】 森林伐採を伴う区域や土砂災害警戒区域など土砂災害等により施設が損壊するおそれが高い区域に設置しようとする場合は、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮などに万全の対策が講じられた施設に限り許可できるとしています。 こうしたことから、規制区域に設置しようとする事業者には、許可申請前に第8環境及び景観に及ぼす影響の評価等を義務づけているところです。
59	7 設置許可の申請	詳細は施行規則になると思われるが、必要事項は以下。 (4)発電施設の出力は、発電出力と太陽電池出力の両方とすべき。	1	【実施段階検討】 発電施設の出力の具体的な記載方法等については、今後、規則等で定めて参ります。
60	7 設置許可の申請	(5)支持物の構造強度に関する事項には、JISC8955(2017)と同等の構造強度があることを証明する第三者機関の検査結果を求めるべき。JISでは水平の地盤面しか想定されていないことから傾斜地に設置する場合には、風洞実験の結果とアレイ面の風力係数の定め方の正確性を厳格に検証することが必要である。 FIT認定事業の場合、FIT認定通知書および変更があった場合には変更完了通知書の提出を求め、実際の計画と相違がないことを確認すべき。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
61	7 設置許可の申請	原則禁止の設置規制区域への設置があることから、住民合意を必須とすべきである。	1	【その他】 事業者には、許可申請の前に、地域住民等への説明を義務づけるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう求めています。 その上で、知事は許可にあたっては、地域の実情を把握する地元市町村長から、事業者の地域住民等への対応等を含めて意見を聴き、その意見を尊重して参ります。
62	7 設置許可の申請	発電終了後の撤去および廃棄計画書の提出を必須とすべきである。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
63	7 設置許可の申請	太陽光発電施設の廃棄処分を安全・確実に行うことができるような規則を盛り込むべきではないでしょうか。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。
64	7 設置許可の申請	設置許可の申請（8）について：事業者が法人である場合、住民に対する説明会には、必ず当該会社の代表取締役（代表者）が出席し、住民と直接対話することを義務付けるべき。	1	【その他】 第9において、設置許可申請者には説明会の開催を義務づけ、地域住民等の理解が得られるよう努めるとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう規定して参ります。
65	7 設置許可の申請	太陽光発電といった、素人ではなかなか理解できない事項も多いことから、この分野に知識がある職員を配置する、または、職員の専門知識を高める必要があると思う。「構造強度」等、素人には理解できない。事業者が提出した申請書の不備やその正確性等、見分けられる能力のある職員の配置が必須だと思われる。	1	【実施段階検討】 条例の運用にあたり、今後、必要な体制の整備を図って参ります。
66	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価 9 地域住民への説明	申請前の調査・自己評価に加えて、申請後も地域住民と意見交換をしながら、現地にも出向いて調査・検討をする。また専門家の意見もとりたい。	1	【その他】 第9地域住民等への説明において、設置許可申請者には、第8環境及び景観に及ぼす影響の評価等を含め、地域住民等への事業計画の説明を義務づけ、また、説明を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう努めるとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならないとして参ります。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
67	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	土砂災害区域に環境及び景観に及ぼす評価は不要ではないのか。 条例の目的に照らし、合理的かつ相当な範囲の規制といえるかしっかりと検討して欲しい。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
68	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	太陽光発電にすることで温度の変化や近隣住民への電磁波の健康被害、照り返し、景観も考慮してほしい。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
69	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	条例のどこかに事業者の義務として施工を予定している場所にレッドデータに掲載されている希少種について県に問い合わせることを義務づけることや、希少種があった場合はその保護を行う等の一文が必要である。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
70	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	アセスメントを確実に行うことは良いと思うが、国内希少野生動植物種や絶滅危惧種が確認された場合はその場所での開発を許可しない（代替案の提示を求める）といった具体的な対策も明記してほしい。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
71	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	環境に及ぼす評価では、第三者による科学的に適正な評価（例えば植物、昆虫、野鳥、地質水環境、景観等のそれぞれの公平な立場の専門家による年間を通じた調査）である必要があると考える。申請者が指名した調査者による評価のみで、評価を実施したという事実と、申請者側の立場で根拠なく影響が少ないという結論とするような評価をもって、申請を認めることは避けてもらいたい。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
72	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	8、事前に調査、予測及び自己評価を行うこと。なお、調査項目は地形、地質、生態系、水象(湧水等)、騒音、反射光等とありますが、本文(素案)の第8には「規則で定めるところにより」で具体的な中身については触れていません。よって本文第8にも上記「概要」に明示されてた地形地質から反射光まで明文化されても良いのでは。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
73	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	環境及び景観に及ぼす影響の評価等…50KW以下の太陽光や農地（土砂災害警戒区域内）など、規模が小さく環境影響の程度が殆ど無い（小さい）設置は、第8の環境及び景観に及ぼす影響の評価等から除外すべき。	1	【その他】 規制区域に設置しようとする場合は、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮などに万全の対策が講じられた施設に限り許可できるとしています。 このため、規制区域に設置をしようとする事業者には、許可申請前に第8環境及び景観に及ぼす影響の評価等を義務づけているところで ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
74	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	8、「環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置が講じられた場合における環境及び景観に及ぼす影響を総合的に評価しなければならない」とは、何を意味しているのか不明である。この文章は「環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置を講じなければならない」と変更する必要がある。	1	【その他】 本文の表現等は今後精査して参りますが、この項目では、保全の措置を検討し、その措置を講じることに止まらず、措置を講じたことによる影響を評価するよう求めているものです。
75	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	8、これは環境影響評価条例の対象とならない規模の小さい事業全てを対象としているのかよくわからない。より明確な条文にすべきである。	1	【その他】 対象は、第7により設置許可の申請を行おうとする者としております。 なお、規則により、環境影響評価法・条例の対象となる事業を除くことを検討して参ります。
76	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	第8特に、地域住民等の生活環境（住居からの景観、温度上昇、光害、電磁波による害等）が守られる内容にすべきと考えます。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
77	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	第8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等について：誰がどのように評価するのか。調査とはどのような調査か。業者自ら評価したのでは、意味がない。公平かつ適正な評価を実施することを事業者に期待することはできない。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
78	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	8、項目を環境及び景観・眺望に及ぼす影響の評価等と修正する。 設置許可の申請の前に厳格な環境影響評価を行わせる評価システム、マークシート等による審査体制をつくり厳正に対処する。	1	【実施段階検討】 環境及び景観に及ぼす影響の評価等の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
79	8 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	8、このことについては前述の「概要版」でも記したとおり、この第8にて具体的な項目についても明文化すべきだと思う。つまり、規則で定めるとなると職権の濫用の恐れがあります。	1	【その他】 具体的な内容については、地方自治法の規定に基づき規則で定めて参ります。
80	9 地域住民等への説明	第9 地域住民等への説明にて単に努力目標に留まっている。具体的な地域住民等の理解を得られたという根拠（例えば書面での事業者と地域住民（代表）間の合意文書等）を残すよう規定を修正すべきである。	1	【その他】 事業者には、許可申請の前に、地域住民等への説明を義務づけるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう求めています。 その上で、知事は許可にあたっては、地域の実情を把握する地元市町村長から、事業者の地域住民等への対応等を含めて意見を聴き、その意見を尊重することとしております。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
81	9 地域住民等への説明	9の1の（2）について、必要な対応が講じられることとあるが、災害発生が想定される時周辺住民に事前に避難勧告の伝達等が速やかに行われる等の措置が必要。その為、事業者と住民との災害協定を結ぶことを義務づけてもらいたい。	1	【実施段階検討】 地域住民の避難のための警戒情報の連絡体制等については、維持管理計画書への記載などを検討して参ります。また、地域において協定締結等の要望があれば、必要に応じて県と市町村が連携しながら、事業者への働きかけ等を行って参ります。
82	9 地域住民等への説明	9. (1)規則で定めるとなっているが、住民や土地所有者で本人が設置により影響を受けると考える全ての人が説明を受けられるようにすべきである。	1	【実施段階検討】 第9（1）の具体的な内容については、今後、規則で定めて参ります。
83	9 地域住民等への説明	説明は、代理人や工事業者ではなく、発電事業者自身が主体的に責任を持って行うべきことを明記する必要がある。	1	【記載済み】 事業者は、地域住民等に十分な情報提供及び説明を行い、事業についての理解を求め、地域住民との良好な関係を築くことを責務としております。 また、事業者には、許可申請の前に、地域住民等への説明を義務づけるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう求めています。
84	9 地域住民等への説明	説明会議事録は、事業者が一方向的に真実を捻じ曲げたものとならないように、参加住民への回覧および確認をしたものを提出すべきである。	1	【実施段階検討】 地域住民等への説明等の状況に関する事項の具体的な内容については、今後、検討して参ります。
85	9 地域住民等への説明	説明すべき内容(設計図、設備仕様、雨水対策、環境配慮対策、事故対応、売電終了後の撤去計画等)を規則においては詳細に記すことが必要であり、設置許可申請に必要な資料は少なくとも最低限度として説明すべきである。	1	【実施段階検討】 第9 地域住民等への説明において、設置許可申請者は、説明会を開催し、太陽光発電事業の内容を説明しなければならないとしています。 説明を要する事項などについては、今後、検討して参ります。



番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
86	9 地域住民等への説明	5, 設置規制区域に例外的に設置を許可する際の住民との合意形成は努力規定になっていますが、このように曖昧だと、政策効果は望めません。合意形成とは住民説明会の実施のことだと思いますが、住民説明会には、事業者と住民だけではなく、必ず市町村も参加を義務付け、そのうえで合意形成につなげる仕組みが必要です。	1	【実施段階検討】 説明会の開催方法等については、地元市町村と事業者で協議していただく仕組みが必要と考えておりますが、具体的には、今後検討して参ります。
87	9 地域住民等への説明	地元住民との話し合いは形式的なものでなく、住民側の専門家の意見等も聴取できるようにすべきだと思います。	1	【その他】 第9地域住民等への説明（2）において、設置許可申請者は、説明を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう努めるとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならないとして参ります。
88	9 地域住民等への説明	(1)の地域住民等への説明の所で、住民の範囲があいまい。北杜市の条例では、周辺100mと規定している。	1	【実施段階検討】 第9（1）の具体的な内容については、今後、規則で定めて参ります。
89	9 地域住民等への説明	(3)の見やすい場所に・・・の標識は必ず申請前に設置を義務付けてほしい。現状では許可を得てから設置をし、住民が知らないうちに進めている事業者が多い。	1	【記載済み】 第9については、申請前に事業者が行う事項であります。
90	9 地域住民等への説明	第9地域住民等への説明、（2）地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 とありますが、これは反対されたら計画を取り止めにしなければならないという意味にもとらえられてしまうのか。	1	【その他】 本条例の目的や基本理念を踏まえ、特に設置規制区域に設置しようとする事業者には、地域住民等に十分な説明を行い、事業についての理解を求め、良好な関係を築くよう求めるものであります。
91	9 地域住民等への説明	既設設備に条例が仮に適用された場合、どのくらいの設備が条例審査を通すことができないのか。この素案では条例試行された場合、設置計画が進められるのか見通しが立てられない。	1	【実施段階検討】 第13設置届、第17維持管理ほか、既存施設に関する具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
92	9 地域住民等への説明	9.第9地域住民等への説明について、「地域住民の理解が得られるように努める」とは具体的にどのような努力を指しているのか。住民の理解を得たかどうか、何を基準に、誰が判断するのか。理解が得られない場合は、この条文のままでは、住民がソーラー設置に同意しようが、反対しようが、結局は事業者の思うがままに事業が行われてしまう。	1	【その他】 許可に当たっては、地域住民等への説明状況を含め、地域の実情を把握する地元市町村長から意見を聴き、その意見を尊重するものとしています。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
93	9 地域住民等への説明	9、地域住民等への説明(2)の修正 文書は必ずしなければならないとする。 …、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。→講ずるようにならないものとする。	1	【その他】 設置許可申請者には説明会の開催を義務づけ、地域住民等の理解が得られるよう努めるとともに、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう規定し、その上で、許可に当たっては、事業者の地域住民等への対応状況も含め、地域の実情を把握する地元市町村長から意見を聴き、その意見を尊重する仕組みとしています。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
94	10 設置許可	(1)イロの2つの項について、許可条件を具体的に示すことが条例を活かす上でも重要と考える。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
95	10 設置許可	「市町村長の意見を聴く。」にして県の許可の参考にするように規定する。	1	【その他】 許可に当たっては、地域の実情を把握する地元市町村長からの意見を尊重する必要があると考えております。
96	10 設置許可	宅地開発されたところに、太陽光発電施設が設置されることが多々あります。構築物の為、建蔽率などは適用されないで、周辺の家間近に敷地一面に設置されてしまうことがあります。そのような場所に設置する時は周辺の家から5～10m以上離れたの設置等の基準が必要と思います。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
97	10 設置許可	道路沿いに設置する場合は、視線から外れるように（反射光が車の運転者に危険です。）、緑地帯を3M幅は作り、樹木を植えることを希望します。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
98	10 設置許可	設置許可について、「発生されるおそれがない」、「おそれがないことが明らかであると認められる」とあるが、これは、誰がどのように評価するのか。想定外のことが起き、住民に被害が出た場合、市が補償するのか、それとも事業者か。第10の(4)に、「市長村長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とあるが、「尊重するとは」どういうことか。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。周辺で発生した人的、物的被害に対する補償については、条例で一律に規定することは困難と考えますが、維持管理計画書において、災害時等の対応を確認するなどの方法を検討して参ります。 また、本条例の目的や基本理念を踏まえ、地域の実情を把握している地元市町村長の意見を尊重するとしているものです。
99	10 設置許可	10、第6(1)の区域が含まれる場合が重要である。 第10の1(1)イ、ロの次に、ハ 湧水、地下水に変動(長期的な流量変化や汚染など)を起こさないことを加える	1	【修正加筆等意見反映】 森林の有する水源涵養機能の確保などの観点から、第10の1(1)に以下の事項を加筆します。 「ハ 当該森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。」
100	10 設置許可	・第10の1(3)ロ 当該太陽光発電施設に係る事業区域が、人家、学校、道路の次に、鉄道を加える。また、引き続きロ 避難経路遮断の次に、鉄道の遮断を加える。事業区域の近傍に鉄道がある場合、土砂災害などによって鉄道に被害が及ぶ可能性がある。	1	【修正加筆等意見反映】 「人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないこと」として修正加筆します。
101	10 設置許可	(1)(2)(3)について「おそれがないことが明らかである」とはどのような場合を想定しているのか？過去の災害による経験が全く役に立たなくなっている現在、専門家であっても未来に対して「おそれがないことは明らか」と断定できる人はほぼいないと考える。設備の高さ、敷地境界からの後退距離の設置基準が記載されていないことが問題。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
102	10 設置許可	第6の(1)の場合、高さ規制(1.5m以下)後退距離(隣地住宅がない場合5m以上、隣接住宅がある場合10m以上、且つ建築物と同様の建蔽率を保持し、林地開発と同様に残地森林もしくは造成森林を25%以上とすることが必要)	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
103	10 設置許可	設置許可：耐用年数を経たパネルの処理にどう規制をかけるのか、土壌の安全保持の保証をどうするのか具体的な方策まで示して許可すべきです。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
104	10 設置許可	第10設置許可で、基準に該当…設置を許可するとあるが、多くの項目にわたり調べることが必要で、その体制をどうするのか、規則でしっかり定めるべき。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
105	10 設置許可	設置許可について、基準値はなく、情勢により厳しくも緩くも都合よく受け取られてしまうので、どれくらい設置者として受け入れられる案なのかの本質がわからない。また状況が進展したら再びパブリックコメントを実施してほしい。電子メール通知もしてほしい。	1	【実施段階検討】 許可基準の具体的な取り扱い等については、今後、規則等で定めて参ります。
106	12 許可の取消	12(2)、「発電事業に着手しない」とは、設置工事自体に着手しないという意味なのか、設置はしても発電を開始しないという意味なのかかわかりにくい。設置工事に着手しないという意味であれば、明確に記載すべき。 設置後長期に運転を開始しない場合には、放置につながりかねないので許可の取消だけでなく、撤去を求める必要がある。	1	【修正加筆等意見反映】 第2定義(2)太陽光発電事業の記載を次のとおり修正します。 「太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業」 設置後において、許可取り消しを受けた施設は、無許可設置となり、第19(指導及び助言)～第24(違反事実の公表)、第26(罰則)が適用されます。
107	12 許可の取消	第12、許可の取消でも、(1)から(5)までどのように調べるのか規則で規定すべき。	1	【実施段階検討】 許可の取消の運用等については、今後、検討して参ります。
108	12 許可の取消	10kw以下でも、分割名義で同一地域に設置する、という抜け道を許さないで欲しい。これは虚偽の許可申請に当たるのでは？それが発覚した場合の罰則規定を作るべきでしょう。現状復帰と損害賠償を明記してください。	1	【実施段階検討】 発電出力の判断など具体的な取り扱いについては、今後検討して参ります。
109	13 設置届	第13。設置規制区域外への設置は、その規模の大小を問わず届出だけで良いとの理解でよろしいですか。	1	【その他】 設置届に加えて、施設を維持管理するための計画の作成・公表が必要となります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
110	17 維持管理	条例案では、土砂災害が発生することを前提とした減災である「避難」が欠如しているので、以下のような修正を必要とする。 第17 1の(3)の後に、つぎの(4)を加える。 (4) 土砂災害による影響の規模が大きく、範囲が太陽光発電施設等においては、事業者は現地の観測、監視に基づいて、その影響の及ぶ周辺に対して、速やかに避難等のための警戒情報を連絡する等の対応が講じられること。	1	【実施段階検討】 地域住民の避難のための警戒情報の連絡体制等については、維持管理計画書への記載などを検討して参ります。
111	17 維持管理	4項を5項に移動し、3項のつぎに新たに以下の4項を加える。 4 事業者は、太陽光発電施設の土砂災害等によってその周辺で発生した人的、物的被害に対して補償すること。	1	【実施段階検討】 周辺で発生した人的、物的被害に対する補償については、条例で一律に規定することは困難と考えますが、維持管理計画書において、災害時等の対応を確認するなどの方法を検討して参ります。
112	17 維持管理	森林伐採しての設置禁止など、太陽光事業者への厳しい規制条例素晴らしい。 第17に「自然環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。」とあるが、下草処理に除草剤を使っているのが見受けられるため、除草剤、農薬の使用をやめてもらいたい。	1	【実施段階検討】 維持管理に関する基準の具体的な内容等については、今後、規則等で定めて参ります。
113	17 維持管理	17、第28適用関係に第6から第12までおよび第15の規定は既存施設については適用しないと書かれているが、第17維持管理は適用除外になっていないため、第17 3「…事業区域内に設置規制区域が含まれる場合は」既存施設も、第29既存施設の設置届出等の(1)設置届(2)維持管理計画書を提出するの。規制区域内の既存施設に対しても適正な維持管理を義務付けるべき。	1	【記述済み】 第17維持管理の規定は既存施設にも適用されますので、3に該当する場合は知事への提出等が必要になります。
114	17 維持管理	「事業者は規則で定めるところにより…発電施設等の保守点検を行わなければならない…」とあるが、発電事業者は県内のみならず県外に籍を置く事業者も多数おり、発電施設等の保守点検の具体的な内容を明記すべき。 例えば、年点検〇回、毎月点検12回/年、異常時臨時点検の区分ごとに明記されたい。	1	【実施段階検討】 施設等の点検の具体的な内容については、規則等で定めて参ります。
115	17 維持管理	92維持管理の計画書の提出、点検の結果を知事に報告とあるが、設置した市にも連絡してほしい。	1	【実施段階検討】 条例の運用に当たっては、地元市町村との連携が重要であると考えており、こうした観点から維持管理計画や点検結果報告の情報共有等についても、今後、検討して参ります。
116	17 維持管理	事業者からの報告だけでなく、維持管理が適切に行われているか、市、周辺住民が県へ通報するシステムが必要と思う。	1	【実施段階検討】 地域住民の方が不適切な事案等を通報するシステムについては、今後、検討して参ります。
117	17 維持管理	維持管理については、既存の太陽光発電施設もこの条例が適用になるとの理解が良いか。その旨を明確にしてもらいたい。	1	【記述済み】 第28適用関係において、設置許可に関する規定（第6から第12）は既存施設については適用しないとしておりますので、第17維持管理は適用となります。
118	17 維持管理	維持管理計画の作成・提出・点検の実施・その他報告などの義務化と罰則が盛り込まれているが、それらを有効なものにするために、県職員や市職員が、抜き打ち的に立ち入ることができる権利を、条文に付け加えることが必要である。	1	【記述済み】 本条例では、条例の施行に必要な限度において、立入検査ができることとしております。 なお、市町村との連携については、今後、検討して参ります。
119	17 維持管理	維持管理計画の作成・提出・点検の実施・その他報告などの義務化と罰則が盛り込まれているが、それらを有効なものにするために、維持管理計画書・点検の結果報告書の地元自治体への提出・公表が必要である。	1	【実施段階検討】 条例の運用に当たっては、地元市町村との連携が重要であると考えており、こうした観点から維持管理計画や点検結果報告の情報共有等についても、今後、検討して参ります。
120	17 維持管理	17(2)、維持管理計画の公表は、どのような形で行うのか？県HP上での公開が必要である。	1	【実施段階検討】 維持管理計画の公表等具体的な内容については、今後、規則等で定めて参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
121	17 維持管理	17(2)現在、FIT認定事業者に対しては国への設備費用の報告義務、廃棄費用の積み立て状況報告が義務付けられているが、それすら多くの事業者が行っていない事実がある。山梨県で11,000件以上の導入、約15,000件の認定があるが、これらに対して対応が厳格にできなければ意味がないが、それをどのように担保するのか。	1	【記載済み】 条例の実効性については、第19（指導及び助言）～第24（違反事実の公表）、第26（罰則）の規定により確保して参ります。
122	17 維持管理	設備の維持管理が提出を義務付けた計画書通り行われているか、市町村に「抜き打ち検査」の実施を義務付けてください。	1	【実施段階検討】 本条例では、条例の施行に必要な限度において、立入検査ができることとしております。 なお、市町村との連携については、今後、検討して参ります。
123	17 維持管理	すでに、稼働している設備でも、山間部、傾斜地案件は豪雨や台風災害で土石流の引き金になりかねない設備もあるでしょう。山間部・傾斜地案件については、事業者が近隣住民に対し、土砂災害避難警戒情報を伝達するシステムの導入を義務付ける規定を設け、市町村、県民の生命と財産を、予防対策的に守って下さい。	1	【実施段階検討】 地域住民の避難のための警戒情報の連絡体制等については、維持管理計画書への記載などを検討して参ります。
124	17 維持管理	土砂災害が事業用地を起因して引き起こされた場合に備え、事業者には地域住民、市町村との「災害防止・損害賠償協定」の締結を義務付け、災害時の補償を担保して下さい。	1	【実施段階検討】 土砂災害による被害に対する損害賠償については、条例で一律に規定することは困難と考えますが、維持管理計画書において、災害時等の対応を確認するなどの方法を検討して参ります。 また、地域において協定締結等の要望があれば、必要に応じて県と市町村が連携しながら、事業者への働きかけ等を行って参ります。
125	17 維持管理	第17維持管理では、事業者の施設の対応だけが書かれているが、周辺住民が被害を受けた場合（水害、土砂崩れ、健康被害等）も記述すべき。	1	【実施段階検討】 周辺住民の被害への対応について、条例で一律に規定することは困難と考えますが、維持管理計画書において、災害時等の対応を確認するなどの方法を検討して参ります。
126	17 維持管理	第17維持管理について、適切な維持管理がなされているかを担保する仕組みが不明瞭、不十分と思われる、「抜き打ち検査」の規定や住民からの「通報」の仕組み等が必要と考えます。	1	【実施段階検討】 本条例では、条例の施行に必要な限度において、立入検査ができることとしております。 また、地域住民の方が不適切な事案等を通報するシステムについては、今後、検討して参ります。
127	17 維持管理	転売に関する規定について 業者による事業の転売に関する部分が抜け落ちているので、これに関する規定も必要と考えます。例えば廃棄費用積立金の引き継ぎや定期的な報告と開示、維持管理計画の引き継ぎまたは再提出に関することなどです。	1	【修正加筆等意見反映】 設置許可を受けた者の地位の承継について、項目を追加して参ります。 また、第14届出内容の変更の具体的な内容等については、今後、規則等で規定して参ります。
128	18 廃止の方法	撤去の際、現場復帰（木を伐採した場合は、植林等）を必須条件にしてほしい。	1	【その他】 事業終了後の事業地の取り扱いは、廃止届への記載を検討して参ります。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
129	18 廃止の方法	20年後くらいから運転終了した施設が問題になると思います。運転終了後のパネル、架台の撤去などの条例の検討もお願いします。老朽化した設備と自然災害が重なり重大災害が発生しないよう、検討をお願い致します。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。
130	18 廃止の方法	18、「廃止の方法」には事業廃止届に加え「太陽光発電施設の廃止後の処分方法」を付け加える必要がある。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。
131	18 廃止の方法	18、事業廃止届の提出はよいが、設備の撤去・廃棄の確認等を定める条文が必要である。又、許可取り消しとなった施設についても取り消しで終わりではなく、適切な撤去・廃棄までを確認する必要がある。	1	【実施段階検討】 事業廃止届の具体的な内容は、今後、規則等で定めて参ります。 なお、施設設置後に許可取り消しとなった施設については、無許可設置の規定が適用となります。
132	22 勧告 26 罰則	第22 & 26。設置届出を出さないで太陽光発電施設を設置した者への勧告、罰則等は必要ないですか。	1	【修正加筆等意見反映】 第26罰則に「届出をしないで施設を設置した者」を追加します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
133	24 違反事実の公表等	国への通知によって認定取り消しになることが実効性のある罰則との考えと推察するが、速やかに国が対応することを担保できていなければ、条例の実効性が全くなくなる。資源エネルギー庁との連携システムを早期に構築しなければ、国への通知に速やかに対応し認定取り消しを行うことを確約できないのであれば、県として独自に許可しないなどの対応ができる体制が必要である。	1	【修正加筆等意見反映】 第24の3を次のとおり修正します。 「知事は、1により公表したときは、 <u>経済産業大臣にその旨を通知し</u> 、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の規定による <u>認定の取消しを求めるものとする。</u> 」
134	24 違反事実の公表等	住民が不適切案件について市町村や県に通報できる仕組みを導入し、改善命令 → 応じない場合は措置命令 → 営業停止 → 認定取り消しまで可能とする条文を盛り込んでいただきたい。	1	【修正加筆意見反映】 地域住民の方からの不適切案件についての通報については、今後、検討して参ります。 第24の3を次のとおり修正します。 「知事は、1により公表したときは、 <u>経済産業大臣にその旨を通知し</u> 、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の規定による <u>認定の取消しを求めるものとする。</u> 」
135	26 罰則	工事停止、許可の取り消し、設置物撤去の上、現状回復の措置が必要と思います。	1	【記述済み】 第22勧告などの規定により条例の実効性を確保して参ります。
136～145	26 罰則	罰則の過料を増額すべきである。	10	【反映困難】 地方自治法第14条の3では「条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができる」とされており、これに基づき、本条例では5万円以下と規定したところです。
146～157	27 施行期日	条例の施行日を令和4年1月1日より前にしてもらいたい。	12	【修正加筆等意見反映】 既存施設については、既に稼働している施設に対する新たな負担となるため、十分な周知期間を設けることが必要であると考えております。 一方、新規設置に関しては、他県の事例などを参考に条例制定後3ヶ月とし10月1日として参ります。
158	28 適用関係	28、条例の趣旨を徹底させるため、「この条例の施行の日前に工事に着工した太陽光発電施設については、適用しないものとする」を「猶予期間を設け、その期間内に条例の内容に適合させるものとする」に変更する。	1	【その他】 本条例は、将来にわたって、施設の適正な維持管理を義務化することにより、県民の安全で安心な生活と地域環境との調和を図り、安定的な運営を図ることとして参ります。
159	28 適用関係	28,施行日以前に既に森林伐採に着手または完了した事業であっても、設備の基礎工事に着手していないものは対象とすることを明記すべきである。	1	【実施段階検討】 第28適用関係における、施行の日前に工事に着手した太陽光発電施設の定義につきましては、今後、運用等で明示して参ります。
160	28 適用関係	28、適用関係について、「この条例の施行の日前に工事に着工した太陽光発電施設については、適用しないものとする」を「猶予期間を設け、その期間内に条例の内容に適法させるものとする」に変更する。	1	【その他】 本条例は、将来にわたって、施設の適正な維持管理を義務化することにより、県民の安全で安心な生活と地域環境との調和を図り、安定的な運営を図ることとして参ります。
161	29 既存施設の設置届出等	事業者が、（1）設置届、（2）維持管理計画書を提出しさえすれば良い訳ではなく、計画書の内容が適正であること、計画書どおりに維持管理が実施されることが重要である。維持管理が適切に実施されない太陽光発電施設の発電事業者には、原状復帰を課してもらいたい。	1	【その他】 維持管理に関する基準に適合していない事業者に対しては、第19（指導助言）から第24（違反事実の公表等）により対応して参ります。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
162	29 既存施設の設置届出等	山梨県は既設の発電所に対しても設置届や維持管理計画書の届出の規制をされるよう努力されており大変ありがたいと思っているが、業者にはより一層の厳しい規制をして私どもの生活の安全を守っていただくよう切望する。	1	【その他】 本条例では、維持管理に関する基準に適合していない事業者には、必要な措置を勧告できるなどの規定を設けており、こうした規定により条例の実効性を確保して参ります。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
163～168	条例全体	条例の表現に関する意見	6	【その他】 条例本文の表現等は今後精査して参ります。
169	条例全体	今回の条例は、特定の規模の太陽光発電設備がおよそ実施困難となる過度な制約になってしまう。このような条例を作ってしまうと、事業者からの訴訟が乱発されることが予想される。本当に危険なメガソーラーや大規模な分割案件（大規模な伐採を伴う設置）をピンポイントで禁止に出来る条例にするべきである。	1	【その他】 本条例は、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的として参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
170	条例全体	北杜市では日照時間が長いと言うことで、森林を切り開いた太陽パネルが後を絶ちません、まずは自然を破壊するような設置の仕方ではなく全世帯の住宅の屋根にパネルを載せてそれでも電力が足りなければ、災害の危険性のない場所に設置していけばよいと思います。様々な動植物の生活形態を壊さないように開発してよい場所と開発してはいけない場所の線引きを強く希望いたします。	1	【その他】 県土の約8割を占める森林の豊かな自然環境等に及ぼす影響に鑑み、設置に当たり森林伐採を伴う区域を規制区域としたところです。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
171	条例全体	自然の風景や恩恵は、一度壊してしまうと元には戻らないため、メガソーラーはやめて、ソーラーシェアリングなどメインに進めて欲しいと思います。	1	【その他】 本条例は、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的としております。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
172	条例全体	自分の森を自分で処分できないなどの条例は憲法違反です。山梨では法律違反のソーラー反対運動が多発しています。	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
173	条例全体	例えば、第9地域住民への説明で規則で定める者(以下、「地域住民等」という。)という文言の定義を定める「規則」が示されないため、素案の意図を正しく理解できない。「地域住民」の定義が、将来変更の可能性があるから規則扱いとするのか。定義に加えたかどうか。他に現時点で定義が明確な文言は、条例素案に書き込むべき。	1	【実施段階検討】 地域住民等については、本文記載のとおり、その区域に事業区域の全部又は一部を含む地縁による団体（略）の区域に居住する者としており、その他に必要な者については、今後検討を進め、規則で定めて参ります。
174	その他	全面覆う太陽光発電にするのではなく、すでにある建物の屋根などに着けたり 農業とのソーラーシェアリングを導入してください。ソーラーシェアリングは耕作放棄地などの有効活用 市民農園として貸し出したり また地域の災害時の備蓄電気になると思います。	1	【その他】 太陽光発電の有効活用に向けた今後の取り組みの参考とさせていただきます。
175	その他	住宅建設時には通常行っている隣地立ち合い(官民間)を義務付けてほしい。	1	【実施段階検討】 隣接地に関する事項の具体的な取り扱いについては、今後検討して参ります。
176	その他	条例が施行されるまでの間、県民の安全で安心な生活の確保、環境の調和に影響がある場所への設置許可については、市・県の行政がしっかり現地調査等、専門家の意見などを参考にし判断をしていただきたい。	1	【その他】 平成27年度に策定した適正導入ガイドラインに基づき、市町村と連携しながら対応して参ります。
177	その他	規制区域外では、どんな設置でも構わず、一切の規制をしないということになってしまう。良好な地域環境を謳うならば、住宅地への設置規制が必要である。県全体で一律の規制が困難であることは理解するが、事故等の危険もある「発電所」であることを考慮すべきである。施設に対しては、設置する地域の建築物の建蔽率を準用し、最低建蔽率を超えない範囲で設置することとし、且つ特に隣接住宅からはできる限り後退すること、などの最低限度の規制が必要である。	1	【実施段階検討】 本条例では、規制区域外への施設の設置については、あらかじめ設置届の提出を義務づけております。 また、既存施設を含めた全ての施設に対して、維持管理基準に従って、施設及び事業区域の適正な維持管理を義務づけているところです。 維持管理基準の具体的な取り扱い等は、規則等で定めて参ります。
178	その他	施設設置により、失われたCO2削減機会を補填するために、他の場所への植林の義務又は、切り倒した木材の杉1本分の対価×面積などで、事業者へ供託金制度などを設けてはいかかと思えます。災害対策や景観対策に対して、改善措置がなされない場合はこの供託金を没収する形は、事業者にとっての適正な運営に資するものと考えます。	1	【その他】 許可に当たっては、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮などに万全の対策が講じられた施設について、許可できるものとしており、また、第12（許可の取消）、第24（違反事実の公表等）、第26（罰則）などにより条例の実効性を確保して参りたいと考えております。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
179	その他	多くの条項は具体性に欠ける。その曖昧性が、事業者（利益追求・最優先）と住民（安心・安全な暮らしが最優先）という、全く立場が異なる両者の間の論争につながる。住民の安心・安全を守るためには、より具体的な条項が必要ではないか。	1	【実施段階検討】 条例の運用にあたり、必要な事項については、今後、規則等で定めて参ります。
180	その他	条例素案について、総体的な意見として、条例素案とともに規則案も早急に公開してほしいところですが、如何でしょうか。	1	【その他】 この条例の施行に必要な事項は、規則で定め、速やかに公表して参ります。 なお、規則案の段階で公開する予定はありません。
181～196	その他	条例素案以外の内容や単に反対の意見	16	—